

# 教育委員会定例会会議録

令和5年6月15日（木）

## 教育委員会定例会会議録

令和5年6月15日午後3時00分教育長竹内清が教育委員会定例会を茅ヶ崎市役所分庁舎5階特別会議室に招集した。

1 会議出席委員は、次のとおり。

教育長 竹内 清      委 員 赤坂雅裕      委 員 中馬智子  
委 員 伊藤甲之介      委 員 大森美保子

2 会議出席事務局職員は、次のとおり。

教育総務部長 白鳥慶記	教育推進部長 村上穰介
教育指導担当部長 木村千裕	教育総務課長 関 健次
教育施設課長 高橋 修	学務課長 中原健一郎
教職員担当課長 南雲 務	社会教育課長 伊勢田珠代
青少年課長 関山知子	学校教育指導課長 力石裕司
図書館長 松岡俊子	教育センター所長 松永昭治
小和田公民館担当課長兼館長 浅井志子	鶴嶺公民館担当課長兼館長 荒名穂子
松林公民館担当課長兼館長 西山昭一	南湖公民館担当課長兼館長 星谷尚央
体験学習センター担当課長兼所長 松下晃久	博物館担当課長兼館長 須藤 格

3 会議の大要は、次のとおり。

午後3時00分開会

○教育長 それでは、ただいまから、6月定例会を開催いたします。

日程第1教委議案第51号令和6年度使用中学校及び特別支援学級教科用図書採択についてを議題といたします。

担当事務局説明をお願いいたします。

○学校教育指導課長 日程第 1 教委議案第 51 号令和 6 年度使用中学校及び特別支援学級教科用図書の採択についてにつきまして、学校教育指導課長よりご説明申し上げます。

議案書 3 ページをご覧ください。

本年度は、令和 6 年度使用小学校教科用図書の採択年度に当たっておりますが、令和 6 年度使用中学校及び特別支援学級教科用図書につきましては、継続採択年度となっておりますので、現在使用中の教科用図書と同一のものを採択することが、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 14 条及び同法律施行令第 15 条 1 項において規定されております。

従いまして、本委員会におきまして、5 月の定例会でご審議いただき可決いただいております、令和 6 年度使用小中学校及び特別支援学級教科用図書採択基本方針に基づき、令和 6 年度に使用する中学校及び特別支援学級教科用図書につきましては、4 ページから 5 ページにお示した令和 5 年度使用の教科書をご採択いただきますようご審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。ご意見ご質問等がございましたらお願いいたします。

特にご意見等がなければ、日程第 1 教委議案第 51 号令和 6 年度使用中学校及び特別支援学級教科用図書の採択については、原案の通り決定することではいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、原案の通り決めます。

次に、日程第 2 教委報告第 28 号教育委員会市職員人事に関する専決処分についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○教育総務課長 日程第 2 教委報告第 28 号教育委員会市職員人事に関する専決処分について、教育総務課長よりご説明申し上げます。

教育委員会の発令につきまして、専決処分のご報告をさせていただきます。議案書は 6 ページ及び 7 ページとなっております。7 ページをご覧ください。

4 月 1 日付けで、スポーツ推進課職員の教育施設課併任に係る発令が 3 件、5 月 18 日付けで、博物館職員の香川公民館業務兼務に係る発令が 1 件となっております。

説明は以上でございます。よろしくご承認のほどお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。ご意見ご質問等がございましたらお願いいたします。

特にご意見等がなければ、日程第 2 教委報告第 28 号教育委員会市職員人事に関する専決処分についての報告を承認することでいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは承認することといたします。

次に、日程第 3 教委報告第 29 号茅ヶ崎市立学校学校運営協議会委員の委嘱に関する専決処分について、及び、日程第 4 教委報告第 30 号茅ヶ崎市立学校学校運営協議会委員の解任に関する専決処分については、関係がありますので、一括して議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○学校教育指導課長 まず初めに、日程第 3 教委報告第 29 号茅ヶ崎市立学校学校運営協議会委員の委嘱に関する専決処分についてにつきまして、学校教育指導課長よりご説明申し上げます。

資料 8 ページをご覧ください。

本案は、茅ヶ崎市学校運営協議会規則第 3 条 2 項の規定に基づき、9 ページから 10 ページの名簿にあります通り、茅ヶ崎市立松浪中学校より推薦がありました 2 人に委員を専決処分したものでございます。

なお、委員の委嘱期間は、1 番の委員は令和 5 年 4 月 1 日から令和 5 年 6 月 30 日まで、2 番の委員は令和 5 年 5 月 1 日から令和 7 年 4 月 30 日といたします。

続きまして、日程第 4 教委報告第 30 号茅ヶ崎市立学校学校運営協議会委員の解任に関する専決処分についてにつきまして、ご説明申し上げます。

資料 11 ページをご覧ください。

本案は、茅ヶ崎市学校運営協議会規則第 5 条 1 項の規定に基づき、12 ページから 13 ページの名簿にあります通り、茅ヶ崎市立松浪小学校より報告がありました 1 人の委員の解任について専決処分したものでございます。

なお、本委員は、令和 5 年 5 月 31 日をもって解任といたします。

以上 2 点につきまして、よろしくご承認のほどお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。ご意見ご質問等がございましたらお願いいたします。

○伊藤委員 このところ、学校運営協議会の委員のことについて議案として出されているところですが、地域学校協働活動推進員というのがありまして、その活動との両輪になってますので、十分に活動をしていただければなというふうに思うところです。

それから、校長先生は、学校の経営について学校運営協議会委員の皆さんに説明する、それから教職員の皆さんは、学校の運営について運営協議会の委員の皆さんに説明するということが必要なことですので、十分にお願ひできればなというふうに思うところです。

最後、学校評議員会議と学校運営協議会では、全く重みが違いますので、委員の皆様の発言についてもやっぱり重みが違うと思うんですね。

そういうことを、それぞれ皆さんが自覚されて、学校運営について、ご助言をしていただければなというふうに思うところです。以上です。

○教育長 他にいかがでしょうか。よろしいですか。

他にご意見がなければ、日程第 3 教委報告第 29 号茅ヶ崎市立学校学校運営協議会委員の委嘱に関する専決処分について、及び、日程第 4 教委報告第 30 号茅ヶ崎市立学校学校運営協議会委員の解任に関する専決処分についての報告を承認することはいかがでしょう。

(「異議なし」の声あり)

それでは、承認することといたします。

ここで皆様にお諮りいたします。これ以降の議題は、予算に関する案件等でございますので、その性質上非公開といたしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、非公開といたします。

それでは日程第 5 に入る前に、事務連絡をお願いいたします。

[事務連絡]

午後 3 時 09 分閉会

ここに会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、次により署名します。

令和5年6月15日

教育長

委員

委員

委員

委員